

新興第 6 号

令和 3 年 6 月 9 日

社員 各位

総務部

新型コロナウイルスワクチン接種に係る特別休暇について

この度、平日でも全社員が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するため、下記のとおり特別休暇としてワクチン休暇を設けることとしましたのでお知らせします。

記

ワクチン休暇

1. 対象者

全社員

2. 対象期間

令和 3 年 6 月 9 日～令和 4 年 2 月 2 8 日（予定）

※国が定める接種期限に準じます。

3. 休暇の取扱い

通常の年次有給休暇とは別に取得できる有給扱いの休暇とします。

4. 取得可能日数

1 回の接種につき最長 2 日

- ・接種当日に 1 日取得できます。
- ・副反応により体調不良が生じた場合、接種翌日に 1 日取得できます。
- ・1 回目、2 回目の接種時にそれぞれ適用できます。

（最大 4 日取得することができます）

- ・公休日とワクチン休暇が重複した場合は公休日を優先し、ワクチン休暇の繰り延べは行わないこととします。